

総務文教常任委員会記録

令和5年3月13日

【開催日】 令和5年3月13日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時4分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	前 田 浩 司

【欠席委員】

委員	古 豊 和 恵		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	総務部長	川 地 諭
総務課長	河 田 圭 司	総務課課長補佐兼総務係長	奥 田 孝 則
企画部長	和 西 禎 行	企画課長	工 藤 歩
企画課政策調整係長	藤 井 貴 大		

【事務局出席者】

事務局次長	島 津 克 則	庶務調査係長	田 中 洋 子
-------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 議案第19号 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について (企画)
- 2 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)
- 3 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (総務)

午前9時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。なお、古豊委員は所用のため欠席の届出が出ております。本日の審査はお手元にある資料のとおり進めたいと思います。最初に議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、執行部からの説明をお願いいたします。

河田総務課長 それでは、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、御説明します。本市も加入しております、山口県市町総合事務組合におきまして、この度、後ほど御説明します三つの理由により、この組合の規約の変更が必要となり、この変更にあたっては地方自治法第290条の規定に基づき、この組合を組織する地方公共団体全ての議会の議決を経て協議する必要がありますので、議決をお願いするものです。理由としましては、一つ目は、岩国市、周南市及び和木町で構成する周陽環境整備組合の解散に伴い、令和5年3月31日限りで、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させるためです。二つ目は、令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に、宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加えるためです。三つ目は、令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合の行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩市を加えるためです。御説明は、以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

伊場勇委員 山口県市町総合事務組合の設置目的といたしますか、その辺について少し教えていただきたいです。

河田総務課長 山口県市町総合事務組合ですが、県内の市町はもちろんですが、県内の市町で構成されます一部事務組合、本市で言いますと、宇部・山陽小野田消防組合もそうですけれども、こういったものが市町村共同で処理することで、効率的かつ効果的に業務が行えるように設置されたものです。

伊場勇委員 令和5年4月1日から団体が加わるということで、本市においては、宇部・山陽小野田消防組合を加えるということですが、今まで加入されていなかったということですね。加入しなければいけなくなったということですよ。

河田総務課長 宇部・山陽小野田消防事務組合における業務ですが、単独で処理をするということも可能ですけれども、今回、公平委員会事務ということで、委員に専門性がある方を任命しないといけないとか、内容につきましてもなかなか頻度がそんなに多くないというときに、単独で運用するよりも共同で運用したほうが効率的であるということで、この度、組合のほうで加入されるという判断をされたものと思います。

川地総務部長 補足ですけど、今まで宇部・山陽小野田消防組合は、宇部市の例に倣っておられたと思います。宇部市は直営でやられていたんですが、令和5年4月1日から一部事務組合にお願いされるということで、それに伴って、消防組合も加入されるということだろうと思います。ちなみに本市といたしましては、以前から一部事務組合に事務を委託しているところです。

宮本政志委員 今回のこの規約の変更があったからといって、別段、本市の市民の皆さんに不都合が生じるような懸念はないということだと思います。

河田総務課長 本市の関係で特別な事情の変更は生じません。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ここで質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では採決いたします。議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第28号山口県市町村総合事務組合の財産処分について、執行部からの説明をお願いします。

河田総務課長 それでは、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分について、御説明します。先ほど、議案第27号においても御説明しましたとおり、周陽環境整備組合が令和5年3月31日限りで、山口県市町総合事務組合から脱退されることとなりました。これに伴い、共同処理を行っていた退職手当支給事務に関して周陽環境整備組合が納付された負担金を清算するため、財産の処分が必要となりますが、この処分に当たっては、地方自治法第289条の規定に基づき関係地方公共団体と協議の上定めることとされており、このためには地方自治法第290条に基づき、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体全ての議会の議決を経て協議する必要がありますので、議決をお願いするものです。御説明は以上となります。御審査のほどよろしくをお願いします。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では採決いたします。議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第28号は可決すべきものと決しました。続きまして、第19号山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明をお願いいたします。

工藤企画課長 それでは、議案第19号山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。本条例は、平成23年12月議会において可決していただき、翌24年1月1日に施行しています。この度、条例の規定に基づき見直しを検討したところ、見直しの必要性が認められたことから、議案としてお諮りするものです。条文の具体的な改正箇所や改正内容につきましては、議案に記載のあるとおりとなりますので、改正に至った経緯や改正に当たっての考え方につきまして、別にお配りした資料に基づき御説明いたします。資料の自治基本条例の改正についてを御覧ください。項目の1、見直しの時期についてです。自治基本条例の見直しの時期については、条例第35条第1項に「社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを検討しなければなりません」と規定されています。前回の見直しの検討は、平成28年に行われており、本来であれば令和3年度に見直しを行うべきところでしたが、公募委員への応募がなかったこと、また、再募集を行うタイミングと新型コロナの第7波が重なり、委員が揃ったとしても審議会の開催が困難であるとの判断に至ったことから、今年度に見直しの検討を繰り延べることといたしました。次に、項目の2、見直しの体制についてです。自治基本条例の見直しを検討する体制については、条例第35条第2項に「見直しの検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとします」と規定されています。また、審議会の諸要件については、条例に基づき制定された自治基本条例審議会規則に定められており、委員に関することは、規則第3条において、15人以内と定め、学識経験者、公募市民、市長が必要と認める者といった三つの区分で構成することとして

います。この度の見直しに当たっては、学識経験者として3人、公募市民として2人、市長が必要と認める者として7人の計12人体制で検討を行っていただいています。資料の2ページを御覧ください。項目の3、見直しの手続についてです。自治基本条例審議会において、昨年11月から12月にかけて計3回の会議を開催し、自治基本条例の見直しの必要性について検討した上で、審議会としての答申案を取りまとめ、今年の1月6日に審議会から市長に答申を頂いています。次に項目の4、見直しの観点について御説明いたします。この度の見直しに当たっては、「協創によるまちづくり」との整合性、民法改正による成年年齢の変更への対応、「協創」及び社会情勢を踏まえた対応、市民等を対象とすべき範囲といった四つの観点に基づき、見直しを検討いたしました。見直しの観点の一つ目は、「協創によるまちづくり」との整合性についてです。現行の自治基本条例では「協働」といった表現が使用されており、第2条第6号において「市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。」と定義しています。一方、本市のまちづくりの基本的な考え方である「協創によるまちづくり」推進指針では、「協創は、協働を進化かつ深化させた形である」と位置付けており、様々な主体が、それぞれの責任や役割を自覚する中で、ともに協力して活動する「協働」の理念に、新しい価値の創出といった活動成果を加えたものが「協創」と定義しています。

「協創」が「協働」を発展させた考え方であること、また、本市のまちづくりの基本的な考え方であることを踏まえ、この度、条例中の「協働」を「協創」に見直すことといたしました。関係する条文につきまして、資料にお示ししているところですが、直接的には議案参考資料の3ページ、(定義)と見出しがついた条項において、第2条第6号にある協働を協創に変えることとし、それに伴い、他の関係する条文中の表現を「協創」に変更するとともに、前後の文脈上、必要な文章表現となるよう変更しています。見直しの観点の二つ目は、民法改正による成年年齢の変更への対応についてです。昨年4月の民法改正に伴い、成年年齢がそれまでの20歳から18歳に引下げとなったことを受け、条文中の青少年

に係る記載について見直しを行うものです。具体的には、議案参考資料 3 ページの第 8 条第 1 項において、「20 歳未満の青少年は」とあるところを「18 歳未満の青少年は」に変更しています。見直しの観点の三つ目は、「協創」及び社会情勢を踏まえた対応についてです。平成 24 年 1 月に自治基本条例を制定し、この条例に基づいて「市民が主役のまちづくり」に取り組んでまいりました。制定から 10 年が経過する中で、社会情勢の変化に伴い、市の基本的なスタンスが、これまでの協働を一步先に進め、多様な方々が対等な立場で協力し、共にまちづくりを考える「協創によるまちづくり」の推進に至るに当たり、条例における考え方としても、「市民」だけでなくその他の主体までを広く包含する「誰もが」という表現が適切であろうと考え、「誰もが主役のまちづくり」を見直し案としてお諮りしています。また、協創によるまちづくりの考え方や、人口減少が進む中、以前にも増して交流人口や関係人口の必要性が大きくなっている点に鑑み、条例第 2 条第 2 号の「市民等」の定義についても、市外の方の範囲をより広く捉えるよう見直しています。資料の 4 ページに、見直し前と見直し後における「市民等」の構成主体をお示ししています。見直しの観点の四つ目は、「市民等」を対象とすべき範囲についてです。条例中、市民等の定義につきましては、策定時において議会修正により追加となった項目となっており、市民が市内に住所を有する者であることに対し、その市民を含み、市内に通勤する者や通学する者、市内に事業所を有する者、市内で公共的な活動を行う団体を「市民等」と定義しています。当時の特別委員会における説明の中では、「積極的に市政に参加するなど、能動的なことを規定する条文の対象を「市民」、情報公開の受け手であるなど、どちらかと言えば受動的なことを規定する条文の対象を「市民等」と区分した旨の発言がございます。具体的には、市民だからこそ持ち得る法律に基づく権利に関連した条文については、市民のみに言及した内容となっており、内容が市民に限定されない条文では、市民等を使っているといった整理になるものと理解しています。ここで、危機管理に関する条文である第 32 条第 3 項に、「公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民が安心して

生活できるような施策に協力するよう努めるものとする」とありますが、先ほどの使い分けの基準に照らした際に、この条文の対象は市民に限定されるものではないと判断できることから、「市民等が安心して生活できるような」に変更しています。公共的民間団体と「市民等」との条例上の関係性については、第30条第1項において、市民だけでなく市民等を対象として、公共的民間団体の活動に参加するよう努めるものと規定しているところでもあり、第32条第3項においても、対象を市民だけでなく市民等とするものです。最後に項目の5、パブリックコメントの実施についてです。今年1月16日から2月10日にかけてパブリックコメントを実施し、お1人の方から3件の御意見を頂戴いたしました。頂いた御意見及び意見に対する回答につきましては、別紙1としてお配りしているとおりで。議案第19号に係る説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長　パブコメの意見については、見てくださいということですか。よかったら説明していただければと思います。

工藤企画課長　全体として3件分ほど頂いております。まず、別紙1の表面1ページですけれども、意見の概要としましては、「協創という言葉は、慣用化されていない。その中で条文に使用することに違和感がある」という御意見を頂きました。これにつきましては、市の考え方又は対応に書いておるところですけれども、本市では協創によるまちづくりを市政運営の基本的な考え方としております。令和3年にはパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様から御意見を頂戴する機会を設けた上で、協創によるまちづくり推進指針を策定したところです。こうした機会を通じまして、協創については、市民の皆様にご存知いただく機会があったものと考えておりますし、パブリックコメントの中で、協創についての考え方が違うんじゃないかといったような御意見を頂いたこともございませんので、一定の御理解を頂いておるものと考えております。協創につきましては、既に理解も実践も進んできた協働の考え方を包含

しつつ、さらに一步進めた考え方になるものであるため、今後のまちづくりにおいては、協創の観点を取り入れてはどうかと考え、改正案のとり整理をいたしました。別紙1、2ページ目を御覧ください。前文及び第1条に関連いたしまして、「市民が主役」を「誰もが主役」に改正を行うと、主役が誰か分からなくなるのではないかという御意見が2件目ございました。先ほどの説明と若干重複いたしますけれども、人口も減っていくような中におきまして、今後、今まで注目されてこなかった交流人口や関係人口との関わりが重要な要素となりつつある点や団体や企業、学校など、まちづくりに携わる主体が必ずしも個人としての市民だけではない点に鑑みまして、市民だけではなく、まちづくりに参画する主体を広く捉え、「誰も」という表現に改めたもので、こういったことを回答としております。また、前文及び第1条関係で同じく「誰もが主役」とすることに対して、参政権のない非住民、お住まいでない方に対して、条例上の義務を負わすことにはならないかという御懸念をいただきました。こちらにつきましては、誰もが主役のまちづくり、こちらの総合計画を改訂した際も表現をこちらに改めさせていただいておりますが、市の目指しているまちづくりの考え方を明らかにしたものでありまして、本市にお住まいでない方に何らかの義務を課すことにつながるものではございませんし、そういった考えもないということで回答しております。パブコメについての説明は以上です。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお受けいたします。

伊場勇委員 この自治基本条例の本市の位置づけをお聞きしたいと思います。たくさんの条例がある中で、この自治基本条例の位置づけについて教えてください。

工藤企画課長 条例の位置づけについては、策定時にも大変議論の的といただきますか、議論された点だと思っております。当初案では最高規範といった

表現も使われておりますが、条例に上下はないものと思っております。ですから、前文等にありますがとおり、あくまでも尊重すべき規範だという位置づけ、条例としての上下はないんですけれども、考え方上、十分尊重していただきたい条例だという整理されているものと思っております。

伊場勇委員 最も尊重すべき規範、条例であるという中で、一つ関係性を聞きたいのが中期基本計画についてです。中期基本計画の内容には「誰もが主役」とか「協創」とかという文言が入っておりました。それから、この自治基本条例がそれに倣ったような形に見えてしまっていて、それとの関係性というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

工藤企画課長 冒頭に申したとおり、本来、令和3年度中の改正を考えておりました。令和3年度の改正時というのは、たまたま総合計画の改訂のタイミングと同じだったということなのですが、そのときに市の姿勢としまして、協創という考え方は既にございました。この度、こちらの自治基本条例の改正が1年遅れたことから、総合計画に合わせるように見えてしまう点はあるかと思いますが、昨年度から、こういった改正を行うべきかという案は中では話しておりましたので、そのときから考え方は変わっておりません。

伊場勇委員 この改正にあたって、審議会の方には中期基本計画にも掲げているということも説明されながら進められたんですか。

工藤企画課長 総合計画にも掲げてある点、それから、本市の協創によるまちづくり推進指針の御説明もさせていただきました。見直し自体が、本来は令和3年度に行うべきものであったことが遅れた旨も、併せて周知させていただきました。

前田浩司委員 議員になったときに基本条例の見直しということで、令和4年

のスケジュール、8月に第1回目を行いますと、9月、10月に2回目、3回目を行うという予定で、スケジュール的にかなりタイトと思えるような気がしています。今回、この自治基本条例の改正に関して、いろいろな形を取られて、市民の方にパブリックコメントも頂いて、市民にとって自治基本条例が最高規範の位置づけにありますという回答がありました。議会の中には参考人制度というものがあり、市民にとって重要な議案なので、議会と執行機関で結論を出すということではなくて、そちらを使っていくという手もあるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。今のは、議会側の話ですね。（「執行部に聞くことではない」と呼ぶ者あり）今のは意見として、取り扱います。

工藤企画課長 前田委員から最高規範だという捉え方だとおっしゃっていただいたんですけども、先ほど申したように、条例の中に上下関係はないと思っておりますから、最高規範という考え方は持っておりません。最高規範ではないと市としては考えております。ただ、説明は非常に難しいんですが、市民の皆様に変な長い期間に何回も会議をされて作っていただいたものですので、尊重されるべき、飽くまでもここに記載してあるのが趣旨だと思っております。最高規範という考え方ではございません。そこだけ発言させてください。

岡山明委員 最初に基本的なことをお聞きしたいです。見直しの観点ということで、協創によるまちづくりの整合性があるんですけど、この部分でいくと、協働から協創という表現に変わるということですね。よく分からないけど、協働と協創は具体的に何が違うのかという疑問を持ったんです。何か同じような気がするんですけど、市長の言葉で協創という言葉が出てきて、それを指針として使おうということになっているんです。協働と協創の違いは何かを教えてくださいたいです。

工藤企画課長 今日配っております資料の2ページ目を御覧いただいてもいいですか。自治基本条例の改正についてという資料の2ページ目です。こちらの真ん中辺りに、協働と協創の定義という図を付けております。図というか表のようになったものです。これで言いますと、協働に掛かってきていますのが、今の自治基本条例の中の協働の定義なんです。「市民と市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動すること」となっています。ですから、これは各主体が一緒になって活動をやっていきたいと思いますという、活動に主眼を置いた定義が協働であろうと思います。一方、協創は、定義の4行目、ともに活動することで新しい価値を作りましょう、成果を出していきましょうというところまで記載しておるのが協創ということになります。ですから、協働と協創の定義上の違いは、今申した点にあらうかと思っております。

岡山明委員 2ページで「協働」、「協創」という表現をされているんですけど、今の話を聞いてもよく分からない。深化という表現が出ましたよね。深化、進化という話が出ましたけど、今までスタートしてから結構長くやっていますね。この「協働」が進められている状況で、今回、「協創」という形だけど、それが具体的に全部包含されるということでしょうけど、その辺が課長の話を聞いてもしっくりこない。「協創」という言葉も造語になるでしょうから、具体性に関しては、「協働」のほうがいいんじゃないかと思います。新たに創り出すんじゃなくて、みんなで働くという表現をずっと継承してきたから、今後も「協働」の推進という形はどうか。今回、新たに「協創」に変えるという趣旨をもうちょっと胸に響くような言葉があればと思うんですけど。

和西企画部長 この条例ができた頃、「協働」というのは、AさんとBさんがつながり合うこと、取りあえずみんなで何かやっていきたいと思いますということが主眼だったと思われまます。今回、協創によるまちづくり推進指針等でも書かせていただいているところですけど、つながり合う人たち

が目的を持って、こういう未来を作っていこうとかというビジョンを描いた上で一緒につながっていきましょうということで、先ほどから、進化、深化という表現をさせていただいたところです。この条例ができたときの「協働」も結果的にそういう形にはなっているとは思いますが、それをあえてつながり合う前に、価値を創出するために、考え方をまず共有していきましょうというようなことを訴えた上で、「協創」というのはスタートしているということです。働いた上で価値を作っていくでしょう。これは、この条例ができたときもそういう考えがあったと思うんですが、それをあえて強調して、一歩進めた「協創」という言葉に変えたということです。

伊場勇委員 この自治基本条例は、理念条例として、本市の進むべき方向性を示すべきものだと思います。「協創」については、議会にもたくさんいろいろ説明をされた中で、いろいろ取り組まれている内容も理解しています。理念なので、市民の方にももっと入っていただきたいなとか思うところはいろいろあります。例えば公募ですけども、前はゼロだったということですね。公募の仕方はどうされているんですか。ホームページや広報誌ですか。

工藤企画課長 ホームページと広報誌によって募集をかけております。

伊場勇委員 令和3年度については、公募がゼロ件であったということですが、新型コロナウイルス感染症が大きな理由ですか。

工藤企画課長 応募がなかったの、なぜなかったのかという理由は把握できていません。

伊場勇委員 なぜ2人なのか。たくさんの応募があったときは選ぶんですか。面接などをするんですか。

工藤企画課長 審議会自体の定員が15人という上限がございます。この度で言いますと、あと3人の方が来られても定員まで大丈夫です。その範囲であれば選ばせていただくというか、参加していただくことになっておったと思っております。結果として、2人だけの応募だったというところでは。

長谷川知司委員長 ここで10分間ほど休憩します。9時50分から再開します。

午前9時38分 休憩

午前9時50分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして委員会を再開します。

伊場勇委員 委員構成についてお聞きします。委員の中に5団体が入られて、理科大の学生が2人入られております。団体の方からの意見も多々あったかと思いますが、これは団体としての意見なのか、それとも参加された個人の意見なのかについて、教えてください。

工藤企画課長 団体の中で話されるなどはあつただろうと思っておりますけれども、飽くまで参加いただいております委員としての御意見ではないかと思っております。

伊場勇委員 団体の中で話されたことがあつたであろうということですが、お呼びするときに、団体からの意見を出してくれとかといったことは、こちらからは何も言ってないですか。それは、そちらにお任せしますという形で御案内を出しているということですか。

藤井企画課政策調整係長 団体には1人の方を推薦していただきたいという旨

だけをお伝えしています。

伊場勇委員 個人の意見かもしれないし、団体の意見かもしれないし、そこは分からないということですね。

工藤企画課長 話し合われる中で、全てが個人だったのか、持ち帰られた中で団体の中で相談されることもあったかとは思いますが、全部が全部どっちかというのは分かりません。

伊場勇委員 この5団体に決めた理由があるかと思うんですけども、そのほかにもいろんな団体が本市にはございますが、決めた理由について、お聞かせください。

工藤企画課長 条例の中に公共的団体というような決まりもありまして、そういったものに準じた扱いということで選んでいるものと思います。この度につきましては、2回目の見直しになりますので、第1回目の見直しが平成28年度に行われております。そのときに御参加いただいていた団体に継続性も考えまして、声を掛けさせていただいたというところではあります。

宮本政志副委員長 伊場委員の質疑は結構重要なんです。この度の参加団体は、平成28年度と同じですか。

工藤企画課長 資料1ページの6、7、8、9、10の団体については、一緒です。

宮本政志副委員長 さっきの答弁でいくと、各団体をお呼びしていますけど、参加された方の個人の意見を出されているかもしれませんと言うなら、例えば、どなたが出るかと個人名が出たら、個人名をここに載せて、自治会連合会とか小野田商工会議所青年部と括弧を付けないと。団体で呼

ぶということは、その団体の意見を集約してきて、出席した個人の方が述べるべきというのが、市長が必要と認めるところに該当するんじゃないかな。少し違和感を覚えたんですけど、その辺りはどうですか。

工藤企画課長 おっしゃることは、大いにあると私も思っております。委員個人の意見もあると言ったのが、話の中と言ったら変ですけども、議題の中で様々な議論が交わされますので、その中にあるのは、委員個人の意見というのが出ている部分もあるだろうということです。

宮本政志副委員長 ということは、各団体がその団体にこのことを諮って、そして、意見を集約して、代表として来られているということは確認されているということですね。

工藤企画課長 一つ一つ団体の意見ですよという確認は取っておりませんが、中ではそれぞれの所属する団体において、こういった考え方を持った回答を頂きたいという旨はお伝えをしております。

宮本政志副委員長 今後、この審議会以外の団体を募るようなときは、そこは確認しないと駄目と思うよ。さっき言ったでしょう。団体から来たけど、団体では話し合いはせずに、出席した人は個人として発言するんだったら、個人の名前を出して、括弧どこと団体名を書けばいい話です。団体を代表して来るのであれば、必ず団体でこのことに関しては協議して、団体の意向を出席者が述べてくれということは、必ず確認していかないと形骸化していきますからね。その辺りはしっかりしていただきたい。それと上の学識経験者というのが、弁護士と人権擁護委員と理科大の教授の3人となっています。それぞれ選ばれた根拠は何ですか。

工藤企画課長 弁護士については、法制という観点からお願いしております。人権擁護委員は条例中に人権の記載もございますので、人権的な見地からの御意見を頂きたいと。山口東京理科大学については、学術的な見地

から御意見を頂きたいというところです。

宮本政志副委員長 特にこの学識経験者の3人の御意見というのは、私は結構重要かなと思います。もしこの場で答えられるのであれば、それぞれじゃなくてもいいけど、例えば、弁護士がこういったことをおっしゃってましたよとか、あるいは、人権擁護委員でも理科大の教授の方でもいいんですけど、特にこういった御意見があったとかをこの場で答えられるならお聞きしたい。特に弁護士が審議会に入っておられて、何か見解を示されているなら、私もこの議案審査に関して、少しお聞きしたいなと思います。答えられるならですよ。

工藤企画課長 弁護士の委員から頂いたのは、法制的な見地の意見と、あとは法律等の専門家でございますので、全体を通して見たときの整合性といえますか、「市民」と「市民等」の使い分けで、この度、第32条第3項の話をさせていただいたんです。「市民」から「市民等」に変えますよという説明をさせていただきましたが、あの辺りは、弁護士から御発議を頂いて、中で検討を進めたという経緯があったように覚えております。

宮本政志副委員長 第32条3項というのは、「公共的民間団体は」から始まるころね。

工藤企画課長 その対象が、現在の条例上は「市民」のみが対象になっておるんです。そこはほかの条文の中での「市民」と「市民等」の使い方を見たときに、「市民等」であることが適切ではなかろうかということの御発議を頂きました。

宮本政志副委員長 議案審査の参考になるんですよ。例えば、理科大の教授からは何か御意見が出ましたか。

工藤企画課長 理科大の教授につきましては、この度、委員長を引き受けていただいておりますので、全体的な調整をしていただいておりますというように立ち位置でございました。特別大きな御意見というのは頂いていません。

笹木慶之委員 まず1点目は、行政がこういう方向を取ろうというときには、よく手続のことがいろいろ問題になるわけですね。手続論ね。手続論について、何ら遺漏はないとお考えですね。いわゆる市民に対するお知らせの手続等についても、特段問題ないとお考えですね。

工藤企画課長 手続については、必要な手続を踏んだと思っております。

笹木慶之委員 2点目は個々の問題ですが、今日の資料の中に書いてありますが、「誰もが主役」というところの解釈の問題です。非住民に対して条例上の義務を負わすことになるのではないかという質問に対して、市としての回答は、市の目指しているまちづくりの考え方を明らかにしたものであるということで、これは明らかに理念になっているんですね。理念が述べられておるということで、先ほどからいろいろと意見が出ておりますが、理念条例とはっきり認めていいということですね。

工藤企画課長 こちらについては、いろいろ皆さんの思いとかがあることは存じておるんですけども、条例の中にも、「市民自治の基本理念を明らかにし」とうたわれておることもございますし、条例自体に法的な定義をもって、こういったものが理念条例、こういったものは何々条例という分け方というのはないと考えておりますけれども、一般的に言う、社会通念上、理念条例と言われる区分のものではなかろうかと思っております。

笹木慶之委員 市として確認しておきたいから言っているわけであって、それぞれの最高規範として認めながら、ところが、この言葉の中でも明らか

になっておるように考え方を示したものであるということから言えば、それは理念と受け止めざるを得ないということですね。そのことをもう一度確認しておきたいから言ったわけです。よろしいですね。

工藤企画課長 市としての考え方が先ほど申したとおりとなります。

前田浩司委員 「協働」を「協創」に変えるということで、市として、「協創」に変えることによって、市民にどんなことを求めておられるのか、その辺を教えていただきたいことと、先ほどからの審議会の件で、学識経験者の方が以前4人ほどいらっしやって、1人は職員育成ということで、公平委員会から1人おられたような資料が手元にあるんですけども、今回、その方がいらっしやらないんですが、外された理由があれば教えていただきたいという2点をお願いします。

工藤企画課長 公平委員の件については、職員育成という観点での登用とさせておいておったんですが、策定から10年が経ちまして、職員の中でも浸透はしているだろうという点と、公平委員自体、市に直接公平委員がいらっしやったんですけども、何年か前から、県内の共同運用の中での委託になっておりますので、その辺を総合的に見て、この度は外させていただいたというところです。

和西企画部長 前段の話ですけど、自治基本条例の話とは直接関係するかどうかわかりませんが、「協創」という考え方につきましては、市民、それから市民でない方、それから市内の企業、市外の企業、とにかく市のまちづくりに参画いただける方みんなでまちを作っていきたいと思いますという考え方なので、今、いろんな方にまちづくり参画していただいています。例えば、LABVとかになりますと、市外の企業も入ってきて一緒にまちづくりをしていただいているという状況なので、まちづくりのプラットフォームが市内のあちこちにこれからできてくるのが「協創によるまちづくり」の理想というか、目指すところでございます。行政も一

生懸命、そのプラットフォームを作っていかななくてはいけないんですけど、それに関心がある市民の方々にどんどんどんどん加わっていただきたいというのが、この「協創によるまちづくり」の理想というか、目指すところでございます。

岡山明委員 見直しの観点③に「誰もが主役」という状況があります。今まで「市民」という表現が、今回、「誰もが」という表現に変わっています。この表現自体、私はちょっとどうかなと思っています。「市民」が自治基本条例の主体者だったのが、今回、「誰もが」という話になると、市外の方も入ってくるということです。「誰もが」ということだと、主体がいなくなったようなイメージがあるんです。今まで具体的に書かれていた部分が、何かぼやっとした気がします。今回は理念条例だから、その辺はいいかなと思うけど、主体である「市民」という表現を基本に据えることも大事だと思うんですが、そういう意味で「誰もが」という表現について考えが聞ければと思うんです。

和西企画部長 今回の「協働」を「協創」に変えるに当たりまして、協創によるまちづくり推進指針というものがベースにあります。指針の中では、主語が、市民、各種団体、学校大学、企業、市議会、市がという主語を「協創によるまちづくり」の中で定義しております。誰もがここにイコールになるのであって、主語がぼやっということにはならないようになっております。それから自治基本条例は、みんなでまちづくりに参画していきましょうという部分と、片や先ほど出ました危機管理とか、いろんな権利を書いている部分と二つありまして、市民の方々がそういう権利を侵されることとかは全くないのであって、条例の中に、そういう二通りの色がついているというところは御理解いただければと思います。

岡山明委員 今までは市民であれば、市の運営に市民が関わっていく権利があり、ここで「市民」と表現すると、その自覚の下で市の運営にも市民として関わっていける。「誰もが」という表現になると、極端な話、宇部

市民も山陽小野田市に通勤していたら該当するというので、そういう権利の部分も「誰もが」山陽小野田市に対しての権利を有する状況になるのではないかと。自治基本条例に書かれて、誰でも同じように尊重されて、利用できるという考え方はおかしいですか。

和西企画部長 第2条の定義で「市民」、「市民等」と定義しております。今回、「市民等」の定義を変更しているところでございますが、これにのっとり、全部が「市民等」になっているわけではなくて、条例によって、主語が市民のものもありますし、市民等のものもございます。これが先ほど私が申しました主にまちづくりに参画していこうという部分と、市民としてやっていきましょうという部分であり、この条例の中で二つの色があるのではないかとというふうな話をさせていただきました。

岡山明委員 市民が主役のそういうまちづくりという表現が、協創という表現の下ではふさわしくないという判断で、これを換えられるということですか。

和西企画部長 今までの自治基本条例におきまして、市民が主役と書かれておりましたが、そうは言っても市民等のお力を頂かなくてはいけないところもありますよというようなくだりもあったので、そこの整合性はどうかかなとずっと感じておりました。ただ、今回、「協創」という言葉を変えるに当たって、その辺りはうまく包含できるのではないかと考えております。

宮本政志副委員長 先ほどの審議会の委員構成に戻りますけど、公募市民というのは5人応募されたんですか。何人応募したんですか。

工藤企画課長 応募自体は、この度なっていたいただいた2人です。2人から応募があったということです。（「募集は」と呼ぶ者あり）募集人数も2人で募集を掛けております。

宮本政志副委員長 審議会の委員は15人以内とあって、学識経験者3人と市長が必要と認める方、団体7人なら、合わせて10人ですよね。15人以内ということは、2人じゃなくて、5人でもよかったし、先ほどからも市民という言葉がたくさん出ていますよね。我々は市民の代表としてここにおるわけですから、市民の代表として議案の審査をしていますけど、市民の方からたくさん意見をもらうべきなのに何で2人に絞ったんですか。例えば5人とか、あるいは人数の制限なしに募集を掛けるという意向はなく、何で2人に絞られたんですか。

工藤企画課長 こちらにつきましては、平成28年当時を参考にしたというのが1点ございます。それから、前年度にどなたからも応募いただけなかったという点もありましたので、3年度の実績も踏まえまして、一旦募集人数自体は2人ということで切らせていただきましたが、超えて応募があったときには、15人という定員の上限に行くまでは、この度4人あれば、4人の方をお願いをしておったと思いますし、対応は可能な状況であったと思っております。

宮本政志副委員長 前年度はゼロ人というのを見て、今年度は2人と。仮にこれが2人の募集に3人、4人、5人となれば、15人以内ということも考慮して決めていこうというのは分かりました。市民の募集を掛ける周知は、結構、力を入れられましたか。市民の方が余り知らなかったら、そもそも募集を掛けても来られないですよ。

工藤企画課長 周知につきましては、通常の審査会等と同じく、ホームページと広報誌でやっております。

宮本政志副委員長 この件に関しては、いろいろ質疑も入っておりますので、委員長どうですか。時間もかなり過ぎていきますので、質疑は終了せずに一旦、暫時休憩を入れていただけたらと思うんですけど。

長谷川知司委員長 暫時休憩という要請がございました。ここで暫時休憩とします。

午前10時14分 休憩

午前10時36分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして委員会を再開します。

笹木慶之委員 先ほど手続のことを言いましたよね。問題は、自治基本条例の第15条の総合計画です。総合計画は、まちづくりの基本条例に基づいて策定するとなっていますが、多少、勇み足になったような文言の使い方があるんですね。その点について、さっき言った、手続については大丈夫だったですかということに含めているんですよ。どのようにお考えですか。

工藤企画課長 昨年度に総合計画の中期基本計画の前期から中期へと更新いたしました。その中において、この度、自治基本条例よりも先に「誰もが主役のまちづくり」という言葉を使うようになりました。それにつきましては、本来であれば、昨年度の中期基本計画策定に併せて自治基本条例の見直しも考えておりました。ただ、委員が集まらなかった等の事情で今年度になったわけですが、昨年度にどういった改正、見直しが自治基本条例になされるべきかという市の考え方は、今と同じように整理しておりました。ただ、改正の見直しの手続が1年遅れになった点については申し訳なくと思いますが、考え方を変えたものではございませんので、令和3年度時点での整合性という点では、取れておったものと思っております。

笹木慶之委員 その辺りの説明をきちんとしておかないと、先行すべき事項で

ないものが先行したような見方をされることがありますから、同時進行しておったけれども、最終的な手続だけが取れなかったということですね。

工藤企画課長 おっしゃるとおりでございます。

宮本政志副委員長 この議案に関しては、最も尊重すべき規範であることは重々承知できます。先ほどからいろいろな質疑、答弁がありましたけれども、この度は最も尊重すべき規範であることから、本当に特例ということで、参考人をお呼びして、いろいろ御意見を聞いた上で、議案審査に入るべきではないかなと感じております。まずは、参考人を招致させていただいて、御意見を聞くということで、どなたを参考人に呼ぶのかということに関しては、これは私の意見になりますけれども、審議会でしっかり議論を尽くされておられるところから、直前のこの度の審議会に御意見を聞くべきかと思えます。審議会と言いましても12人全員をお呼びするわけにはいきませんから、審議会の責任者である会長、副会長の2人を呼んで、御意見を聞くということをするべきだと思うんですけど、委員長、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 副会長から提案ありましたので、一つずつ確認いたします。自治基本条例は最も尊重すべき規範ということですので、特例として、参考人を呼びたいということですが、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、誰を呼ぶかということで、直近の審議会の会長と副会長はどうでしょうかということでしたが、皆さんどうですか。

笹木慶之委員 審議会の会長の役目というか、どのようなことをされたんですか。内容的に中に入られたんですか。

工藤企画課長 審議会の中という意味であれば、入っていただきましたし、議

事の進行を務めていただきました。

笹木慶之委員 全体的な制度の中に入られた議論をされたんですか。

工藤企画課長 会の総括をしていただいたというところです。

笹木慶之委員 問題ないですね。

工藤企画課長 中身については十分存じていらっしゃると思いますので、問題はないかと思います。

笹木慶之委員 分かりました。

長谷川知司委員長 直前の審議会の会長、副会長をお呼びしたいということによろしいですか。

宮本政志副委員長 少し執行部に確認します。人数の確認です。会長は1人でしょうけど、副会長は1人ですか、2人ですか。

工藤企画課長 同じく1人です。

宮本政志副委員長 どなたですか。会長がどなたで、副会長がどなたですか。

工藤企画課長 会長につきましては、山口東京理科大学の教授で、副会長につきましては、小野田青年会議所の委員に務めていただきました。

岡山明委員 この審議会の中で、会長と同じレベルというか、答申に一番関わったような委員が誰かいらっしゃれば、もう1人でも呼べればと思うんですが、それは無理ですか。

宮本政志副委員長 これは執行部に聞くことではありません。会長、副会長以外の方で誰かを呼ぶのなら、全員を呼ぶか、残り10人の中で、なぜその人を選ぶかというところにまで入ってしまいます。そうすると、なかなか整合性が取れません。だから、私は審議会の会長と補佐役である副会長を提案しております。ほかに1人どうこうというのは、執行部に聞いて、執行部が答えることではありません。我々、委員会が決めることです。その点を議論して、参考人は直前の審議会の会長と副会長の2人、今回は、先ほど長谷川委員長がおっしゃったとおり、特例で、今回のみ参考人招致を行いますということを決めていただいて、それでよろしければ、日時の設定がありますので、いつお呼びするかというのをこの場で決めていただければと思います。

岡山明委員 先ほどから言われているのは、今回の自治基本条例は最高規範という話をされましたよね。（「違います。最も尊重されるであり、最高じゃありません」と呼ぶ者あり）そういう規範という表現をされたんだから、よろしければ、もう1人、2人、会長、副会長以外の方も入る可能性があるなら、今回の参考人に話を聞きたいと思っているんです。おかしいですかね。

宮本政志副委員長 議決を取っていただきたいんですが、岡山委員、そうしたらどなたを呼ぶか言ってください。先ほど言いました10人のうち、岡山委員が1人、2人と言われるのであれば、整合性や公平性から、なぜその方をピックアップして呼ばれるかという論拠も示していただいた上で、議決を取っていただきたいと思います。

岡山明委員 審議会の中で議論された状況は、執行部が一番よく知っているから、議事録も確認されていますから、一番影響があった人がいらっしやればということで、執行部に振ったんです。（「答えられるわけがない」と呼ぶ者あり）

古川副市長 この審議会は12人の委員の合議制です。その中で、自由闊達な意見が出たように伺っております。その中で、この改正案に賛成の方、少しトーンの低い方がいらっしゃると思いますが、その中で、合議制で決められたということ、これが総意です。その総意をもって答申をされて、私どもは最大限尊重する中で今回条例を上げさせていただいております。審議会の中でどのような意見があったとしても、会長、副会長がそれを総括的にまとめられたので、1委員に出ていただくということになると、副委員長が言われたように、どういう選別の仕方、その人の意見をなぜ出したのかということになります。飽くまでも審議会の総意ということで答申が出てきておりますので、審議会を統括された会長、副会長がふさわしいと思います。先ほど、委員長、副委員長も言われましたが、この条例は最も尊重すべき規範であるということで、議会にも陳情書も出た中で、特例として、このように審議会の会長、副会長を呼ばれるということだと思います。他の条例の審議に影響を及ぼさないように、その辺は留意をさせていただくことをお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 執行部からも意見ございました。宮本副委員長、岡山委員からもありました。ここで私から提案ですが、ここは会長、副会長の2人をお呼びしたらどうかと思うんです。皆さんどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では日程ですが、暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時2分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして総務文教委員会を再開します。先ほど、事務局のほうで参考人の日程及び相手方の調整をお願いしましたが、その報告をお願いします。

島津議会事務局次長 連絡を取りましたところ、正副会長とも20日の11時

から12時までの間でしたら大丈夫ということでした。

長谷川知司委員長 事務局から20日の11時から12時までという報告がありました。これで異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
そのように参考人に来ていただくということで行きたいと思います。本日の議案の採決は行わず、継続的に審査を行う必要があると考えます。
参考人招致ということで、3月議会内に再度また継続してお聞きするというにします。質疑も打ち切りませんので、そういうことで御理解ください。これで総務文教常任委員会を終わります。

午前11時4分 散会

令和5年（2023年）3月13日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司